

変更契約情報

| | | | |
|---------------|--|---|--------------------------|
| 請 負 人 | 有限会社 今野工務店 代表取締役 今野勝之 | | |
| 工 事 (業 務) 名 | 総合体育館排煙窓開閉装置改修工事 | | |
| 変 更 前 | | 原 (当初) 請負契約の内容 | 現請負契約の内容 |
| | 請 負 代 金 額 | 3,811,500 円 | 円 |
| | 契 約 締 結 年 月 日 | 平成 22 年 10 月 7 日 | 平成 年 月 日 |
| | 工 期 (履 行 期 間) | 平成 22 年 10 月 7 日から 平成 22 年 12 月 15 日まで | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで |
| 変 更 後 | 変 更 後 請 負 代 金 額 | 4,990,650 円 | 増減額 1,179,150 円 |
| | 変 更 契 約 締 結 年 月 日 | 平成 22 年 11 月 26 日 | |
| | 工 期 (履 行 期 間) | 平成 - 年 - 月 - 日から 平成 - 年 - 月 - 日まで | |
| 変 更 内 容 | <p>本工事は、総合体育館の高所に設置してある窓（排煙窓）の開閉装置、メインケーブル及びケーブル保護パイプの改修を行うものであるが、足場を設置後に詳細調査をしたところ、メインケーブルと窓を接続する部分（コネクター）の劣化が著しく、交換をしなければ開閉に支障があることが判明したため、この部分の交換を増工する。</p> <p>また、変更工事については、足場を設置し詳細調査後でなければ判断ができない部分であること、窓の開閉機構の一部であり当初設計部分とは切り離れた施工が出来ないことから、本工事の変更する。</p> | | |